



中間貯蔵施設の整備について

平成28年12月

環境省

中間貯蔵施設の最近の動きについて

中間貯蔵施設の概要

○福島県内では、除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。

※約1,600万～約2,200万 m^3 と推計

(東京ドームの約13～18倍に相当)

○現時点で最終処分の方法を明らかにすることは困難。

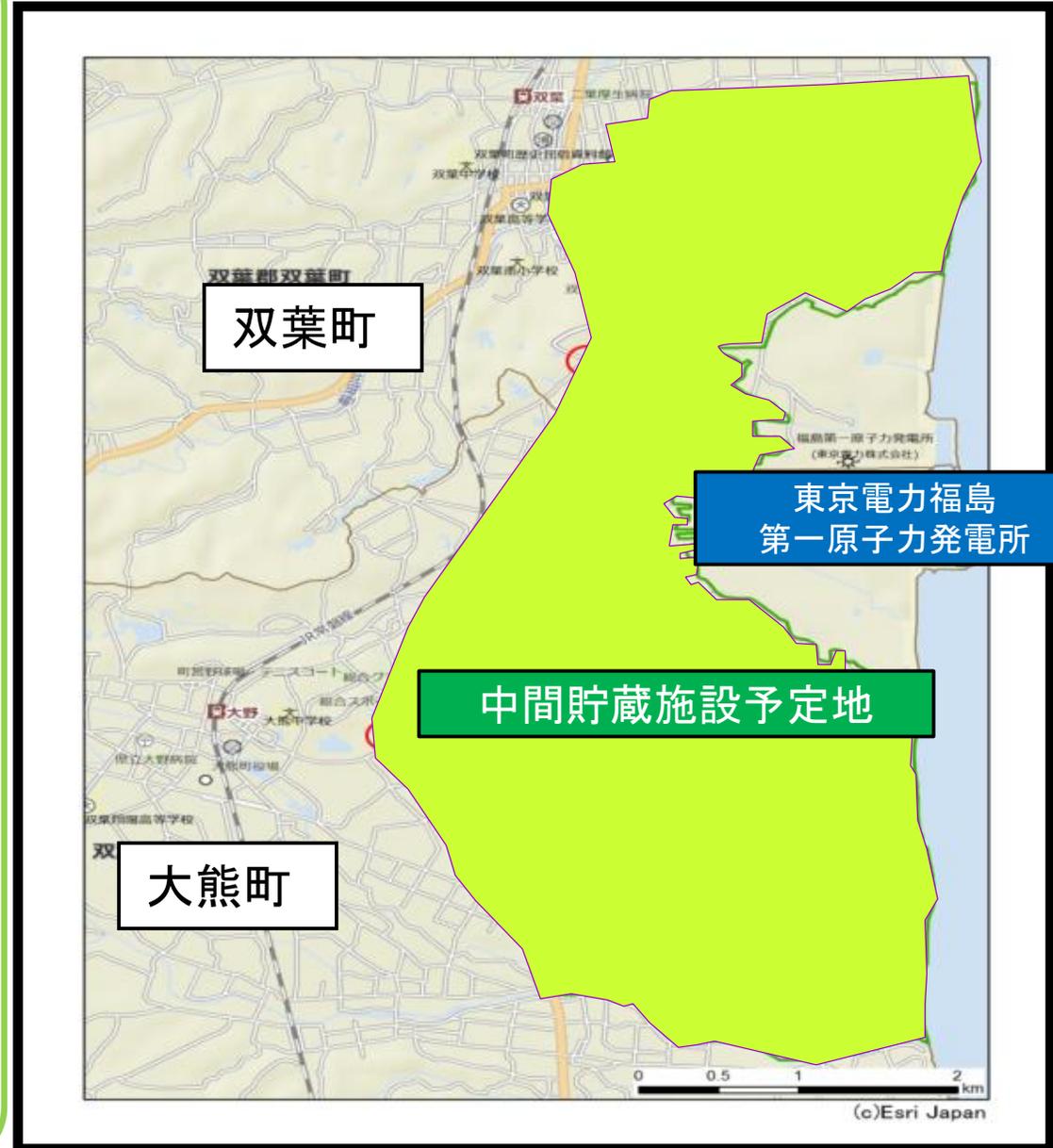
○最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するために中間貯蔵施設の整備が不可欠。

(面積:約16 km^2)

➤福島県内で発生した除染土壌や廃棄物、放射性セシウム濃度10万Bq/kgを超える焼却灰などを貯蔵

➤国は、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を法律に規定(改正JESCO法:平成26年11月成立)

<中間貯蔵施設予定地>



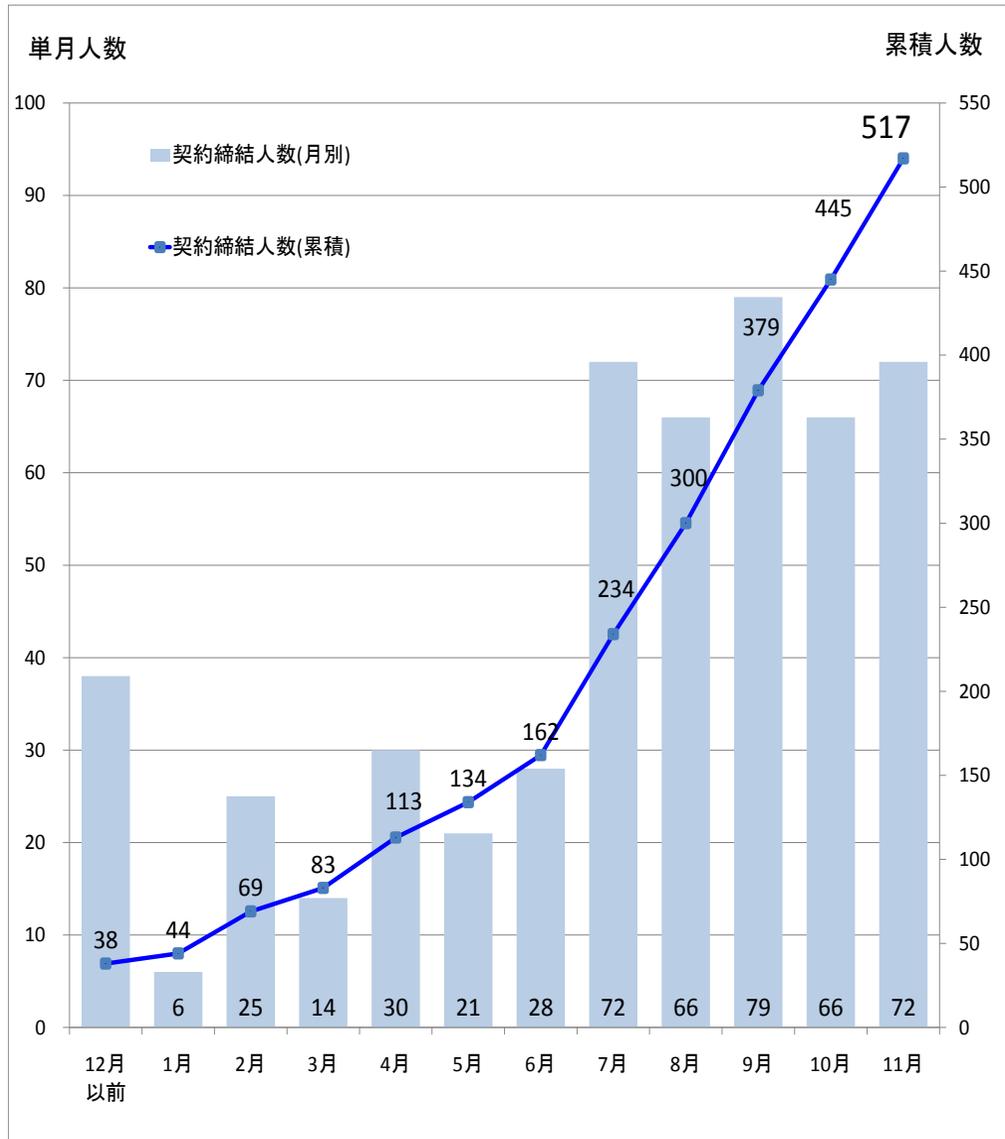
中間貯蔵施設に係る見通しと進捗状況について

年度	用地取得(累計)		輸送量		施設整備
	見通し	実績	見通し ()内は累積	実績 ()内は累積	
27	22ha程度 (28年3月25日時点)	約22ha	5万m ³ 程度	45,382m ³	<ul style="list-style-type: none"> 中間貯蔵施設の保管場を整備 平成28年度以降も随時必要な保管場を整備
28	140～370ha程度	約204ha (11月末時点)	15万m ³ 程度 (20万m ³ 程度) <ul style="list-style-type: none"> 加えて、学校等に保管されている除去土壌(約30万m³)のうち、地上保管分及び今年度掘り起し分の合計8万m³を輸送予定。 ※ 年度末に近い掘り起こし分の輸送は、来年度初頭にわたる見込み。 	104,924m ³ (150,306m ³) (28年12月15日時点)	<ul style="list-style-type: none"> 9月 仮設焼却施設(大熊町)着工(29年冬頃稼働予定) 11月 土壌貯蔵施設、受入・分別施設着工(29年秋頃稼働予定)
29	270～830ha程度		50万m ³ 程度 (70万m ³ 程度) <ul style="list-style-type: none"> 学校等に保管されている除染土壌等を優先的に輸送 先行して学校等から仮置場に搬出済の市町村に配慮 今後の輸送量及び輸送台数を想定し、これらに対応した道路交通対策を、輸送量の拡大に先立って実施 		<ul style="list-style-type: none"> 18年度の輸送量90～180万m³に対応する受入・分別施設、土壌貯蔵施設を着工予定 双葉町の減容化施設着工予定(31年度稼働予定) 焼却灰保管場を確保しつつ、廃棄物貯蔵施設の整備に着手予定(31年度稼働予定)
30	400～940ha程度		(140万～250万m ³ 程度)		
31	520～1040ha程度		(300万～650万m ³ 程度)		
32	640～1150ha程度		(500万～1250万m ³ 程度) (6月まで:350～800万m ³ 程度)		

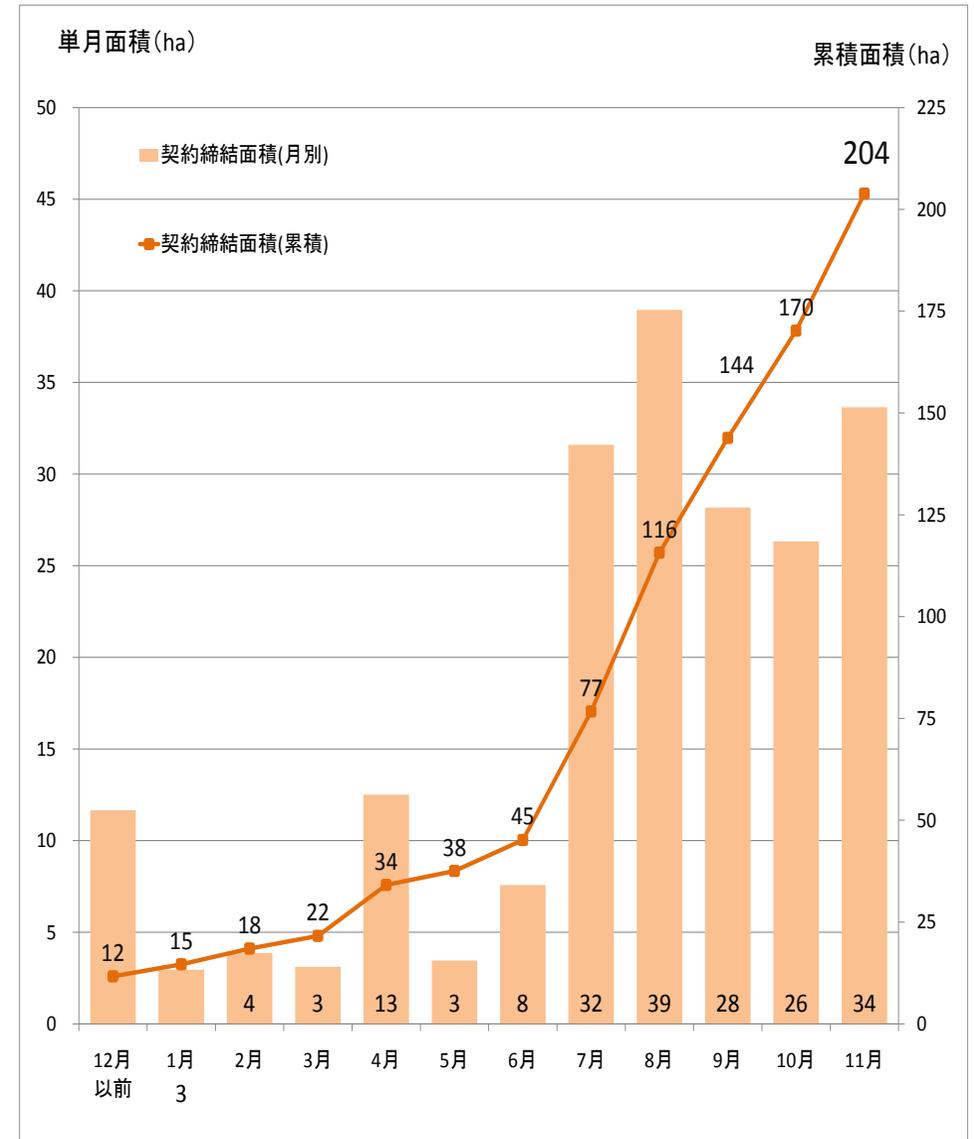
※ 中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」は、事業の進捗状況を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行う3

中間貯蔵施設に係る用地取得の推移

契約件数



契約面積



中間貯蔵施設用地の状況について

平成28年11月30日時点

全体面積 約1,600ha	項目	全体面積内訳	全体面積に 対する割合	登記記録人数 (2,360人)内訳
民有地 約1,270ha	地権者連絡先 把握済み	約1,180ha	約74% ※1	約1,700人
	調査確認 承諾済み	約1,100ha	約69%	約1,460人
	物件調査済み	約1,030ha	約64%	約1,350人
	契約済み	約204ha	約12.8%	517人 (約21.9%)※2
公有地等 約330ha	町有地	約165ha	約10.3% ※1	※1 連絡先把握済み地権者の面積は、民有地と公有地の合計で全体の約94%となっている。 ※2 土地・建物所有者登記記録2,360人に対する割合。
	国有地/県有地/ 無地番地の土地	約165ha	約10.3% ※1	

中間貯蔵施設への輸送

- 平成28年度は15万 m^3 程度の除染土壌等を輸送する予定。併せて、町有地を活用した保管場へ学校等の除染土壌等の輸送を実施。
- パイロット輸送の検証を踏まえた改善策を随時講じつつ、引き続き、輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、環境モニタリング等を行い、安全かつ確実な輸送を実施中。
- 本年度の輸送についても、引き続き、安全対策が想定通り機能しているか、住民や作業員の安全が確保されているか、円滑に作業を実施できているか等を確認しつつ進めている。

平成28年度の輸送実績（平成28年12月15日時点）

●搬入量 計104,924 m^3 （累計：150,306 m^3 ）

内訳：大熊町保管場 56,811 m^3

双葉町保管場 48,113 m^3

※輸送した大型土のう袋等1袋の体積を1 m^3 として換算した数値

●総輸送車両数 計16,912台（累計：24,457台）

内訳：大熊町保管場 8,925台

双葉町保管場 7,987台



保管場への定置作業



スクリーニング作業

<昨年度輸送が終了した市町村>

鮫川村、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町

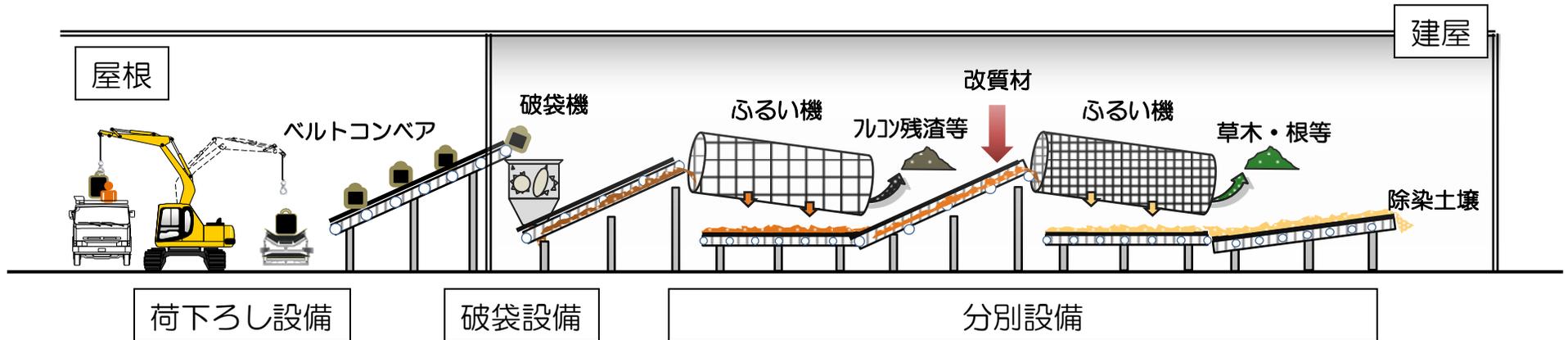
<今年度輸送が終了する予定の市町村>

会津坂下町、湯川村、会津美里町、石川町、塙町、矢祭町、猪苗代町、三島町、柳津町、会津若松市、下郷町、昭和村、南会津町

本格的な施設の構造

受入・分別施設

受入・分別施設とは、仮置場等から搬入される除染土壌等を受け入れ、搬入車両からの荷下ろし、容器の破袋、可燃物・不燃物等の分別作業を行い、各貯蔵施設に貯蔵するものを適切に分別する施設です。



荷下ろし設備

10tダンプトラックにより受け入れた除染土壌等をタグ確認後にダンプトラックから下ろします。

破袋設備

荷下ろしした除染土壌等の容器を破袋し、除染土壌等を取り出します。

分別設備

ふるい機により、破袋後の除染土壌等に含まれている容器の残渣および大きな石等の不燃物や、草木・根等の可燃物を分別します。

水分が多く、分別の際に支障がある場合は、改質等により調整します。

建屋

破袋設備以降は、密閉された簡易建屋内で処理をします。

本格的な施設の構造

土壌貯蔵施設

土壌貯蔵施設とは、分別処理後の除去土壌等を放射能濃度やその他特性に応じて安全に貯蔵する施設です。

■施設の種類

放射能濃度が8,000Bq/kg以下の土壌等を貯蔵するⅠ型と8,000Bq/kg超を貯蔵するⅡ型に分けられます。

遮水工は、施設を設置する場所の地質が堅固な泥岩層等の場合は遮水シート等（Aタイプ）とし、沖積層や砂泥互層等の場合には比較的変形追随性を有する難透水性土壌層等（Bタイプ）とします。

■基本性能

貯蔵期間を通じて、貯蔵される除染土壌等の飛散、流出、並びに浸出水の公共の水域および地下水への浸出を発生させないよう、除染土壌等を安全に貯蔵することができる施設構造とします。

土壌貯蔵施設のイメージ（貯蔵中）

